

労働者派遣事業に関する情報

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項の労使協定について情報を提供いたします。

労使協定を締結しているか否か	締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
当該労使協定の有効期間	2024年4月1日～2025年3月31日

以上